

(おとな用)

川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査への御協力をお願い

春の到来も間近になってまいりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

本日お送りいたしました「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、市の附属機関である「川崎市子どもの権利委員会」が市長から諮問された「子どもの相談及び救済」についての審議を行うにあたり、皆さまのお考えを把握するために実施するものです。

川崎市子どもの権利委員会は「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づいて設置され、市長等の諮問に応じて、子どもに関する市の施策について子どもの権利保障の視点から調査・審議をしています。

今回調査をお願いしたのは、無作為に抽出した本市にお住まいの11歳から17歳の子ども4,500人と18歳以上の1,500人のおとなの方々です。

調査結果につきましては、報告書にまとめる予定ですが、無記名方式のため、御協力いただく方のお名前がわかったり、御迷惑をおかけしたりすることはございませんので、御安心ください。

年度末のお忙しい時期にお手数をおかけいたしますが、御協力いただきますようお願い申し上げます。

2008（平成20）年3月

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市子どもの権利委員会委員長 荒牧 重人

川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査

おとな一般用 質問紙

◆◆◆ おねがい～回答にあたって～ ◆◆◆

川崎市は、「川崎市子どもの権利に関する条例（川崎市子どもの権利条例）」をつくり、子どもたちが川崎市で安心して、いきいきと生活できるようにさまざまな取り組みをしています。

このアンケートは、今後の市の子ども施策のあり方を検討していく際の参考とさせていただくために実施するものです。ご協力をお願いいたします。

◆なぜ、あなたにこの調査が？

- ・この調査は、市の個人情報保護条例を踏まえ、正式な手続きを行っています。
- ・市内在住の人を対象として、住民基本台帳からコンピューターが自動的に抽出しています。
- ・その結果、あなたにこの調査をお願いすることになりました。

◆ご回答いただいた内容は他の人にはわかりません。

- ・調査は無記名式で行い、回答はすべて集計し、統計的に処理されますので、個人が特定されることはありません。調査結果からご回答いただいた人に迷惑がかかることや悪用されることはありません。

◆あなたご自身がお答えください。

- ・あなたの代わりに、他の人が答えることはしないでください。

◆答えられる範囲でかまいません。

- ・それぞれの質問について、あなたの思う番号に○をつけてください。
- ・思ったことをお気軽にお答えください。

◆この質問紙での「子ども」とは、18歳未満をいいます。

- ・同居するご家族にお子さまがおられる人は、そのお子さまについて、お答えください。
- ・同居するご家族にお子さまがおられない人は、比較的身近に接する子ども（近所の子どもや親戚の子どもなど）のことについて、お答えください。
- ・上のいずれにも該当しない人は、子ども一般についての、あなたご自身のお考えをおきかせください。



回答は一緒に入っている返信用封筒で **2008(平成 20)年3月19日まで**にご返送ください。

*** 切手をはる必要はありません ***

調査の実施者：川崎市、川崎市子どもの権利委員会

【アンケートについてのお問合せ】

川崎市市民局人権・男女共同参画室子どもの権利担当

電 話 044-200-2344

ファックス 044-200-3914

あなたの思う番号に○をつけてください。

「あなた自身のこと」についておききします（ご回答いただいた人がわかることはありません。）

あなたの年齢をおしえてください。（*2008(平成20)年3月1日での年齢を書いてください。）

1 10歳代	2 20歳代	3 30歳代	4 40歳代
5 50歳代	6 60歳代	7 70歳代	8 80歳代

あなたの性別をおしえてください。（答えたくない場合は、記入しなくてもかまいません）

1 男	2 女
-----	-----

あなたにお子さまはいらっしゃいますか。

1 18歳未満（本年3月1日現在）の子どもがいる	2 18歳以上（本年3月1日現在）の子どもがいる
3 子どもはいない	

あなたの住んでいるところをおしえてください。

1 川崎区	2 幸区	3 中原区	4 高津区	5 宮前区	6 多摩区	7 麻生区
-------	------	-------	-------	-------	-------	-------

あなたは、今のところに住んでどのくらいになりますか。

1 1年経っていない	2 1～5年	3 6～10年	4 11年～
------------	--------	---------	--------

I 『あなたや子どもの生活』のことについておききします。

問1 あなたは、自分のことについて、次のようなことを思いますか。

	番号に○を付けてください。○はそれぞれ1つ			
	そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
自分のことが好きだ	1	2	3	4
自分は周りの人から大切にされている	1	2	3	4
だれかのために何かをしたい	1	2	3	4
社会に役立つことをしたい	1	2	3	4

問2 あなたは、「子どもが、自分(子ども)自身のことについて、どのように思っている」と思いますか。

	番号に○を付けてください。○はそれぞれ1つ			
	そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
自分のことが好きだと思っていると思う	1	2	3	4
自分は周りの人から大切にされていると思う	1	2	3	4
だれかのために何かをしたいと思っていると思う	1	2	3	4
社会に役立つことをしたいと思っていると思う	1	2	3	4

問3 あなたは、子どもが楽しくて夢中になれると感じるのはどんなときだと思いますか。

○は △は □は	1 学校での勉強	2 学校の休み時間	3 学校での行事（運動会、文化祭、旅行など）
	4 児童会、生徒会活動	5 クラブ活動、部活動	6 フリースペース、フリースクールでの活動
	7 塾での勉強	8 習い事、スポーツ	9 地域の行事
	10 ボランティア活動	11 自分一人で遊んでいるとき	12 友達と遊んでいるとき
	13 パソコンや携帯電話をしているとき	14 テレビやDVDを観ているとき	
	15 特にない	16 その他（ ）	

問4 あなたは、子どもが次の中で、疲れること、不安に思うことがあると思いますか。

○は △は □は	1 学校の勉強・宿題	2 学校の規則	3 学校のクラブ活動・部活動
	4 児童会・生徒会活動	5 塾の勉強・宿題	6 おけいこ・習いごと
	7 住んでいる地域のスポーツ活動	8 受験・進路	
	9 親のこと	10 兄弟姉妹のこと	11 祖父母のこと
	12 先生のこと	13 友だちや先輩のこと	14 疲れること、不安なことはない
	15 その他（ ）		

問5 あなたは、子どもにとってホッとでき、安心していられる場所はどこだと思いますか。

○は △は □は	1 自分の家	2 学校	3 友だちの家	4 祖父母の家	5 こども文化センター
	6 図書館、市民館	7 公園	8 塾や習い事の教室、スポーツクラブ		
	9 コンビニ	10 ゲームセンター、カラオケボックス、マンガ喫茶			
	11 特にない	12 その他（ ）			

問6 あなたは、子どもにとって、自分が話したいことをなんでも話せる人は誰だと思いますか。

○は △は □は	1 親	2 兄弟姉妹	3 祖父母	4 友だち	5 学校の先生
	6 塾や習いごとの先生、スポーツクラブの監督・コーチ				
	7 特にない	8 その他（ ）			

問7 あなたは、子どもが、友だちや先輩などから、次のような「つらくてどうしようもないこと」をされたことがあると思いますか。

○は △は □は	1 されたことはないと思う	2 たたかれたり、けられたりした
	3 心を傷つけられる言葉を言われた	4 物・金をとられた
	5 万引きなどいけないことをむりやりさせられた	
	6 はずかしいことをむりやりさせられた	7 無視されたり、仲間外れにされたりした
	8 メールやネットでいやなことを書かれた	
	9 その他（ ）	

問8 あなたは、子どもがおとなから次のような「つらくてどうしようもないこと」をされたことがあると思いますか。

		番号に○を付けてください。○は いくつでも			
どんなこと	誰から	先生(学校や児童福祉施設の先生)から	親(保護者)から	塾や習いごとの先生 スポーツクラブの監督・コーチから	その他のおとなから
	されたことはない		1	1	1
心を傷つける言葉を言われた		2	2	2	2
たたかれた		3	3	3	3
体をさわられたり、変なことをされた		4	4	4	4
話を聞いてもらえなかった		5	5	5	5
洗濯や食事の世話を 全然してもらえなかった		6	6		

*児童福祉施設とは保育園、こども文化センター、児童養護施設(事情があって家で暮らせない子どもたちが集まって生活するところ)などのこと

問9 あなたは、子どもをたたくこと(体罰)がありますか。

○は 1つ	1 ある	2 まあある	3 あまりない	4 ない
--------------	------	--------	---------	------

問9-1 問9で「1 ある」「2 まあある」と答えた人におききます。それはなぜですか。

いくつでも ○は	1 しつけとして	2 言葉で言ってもわからないから	3 悪いことをしたから
	4 自分の言うことに従わないから	5 いらいらして	
	6 その他()		

II 「子どもの相談機関」についておききます

問10 川崎市には、「人権オンブズパーソン」という子どもの相談・救済機関があります。あなたは「人権オンブズパーソン」を知っていますか。

○は 1つ	1 内容を良く知っている	2 内容を少し知っている
	3 名前は聞いたことがある	4 名前も聞いたことがない(⇒問11へ)

問10-1 (問10で「1 内容を良く知っている」、「2 内容を少し知っている」、「3 名前は聞いたことがある」と回答した人へ)どこで知りましたか。

○は いくつでも	1 学校や施設の先生の話	2 子どもの話	3 パンフレット、ポスター、広報誌	
	4 新聞	5 テレビ、ラジオのニュース	6 雑誌、本	7 友人の話
	8 家族の話	9 こども文化センター、市民館、図書館などの公的施設		
	10 子どもの相談機関が記されたカード	11 川崎市のホームページ		
	12 講座や学習会、研修会	13 その他()		

問10-2 (問10で「1 内容を良く知っている」、「2 内容を少し知っている」と回答した人へ)
人権オンブズパーソンについて知っていることに○をつけてください。

○をつけてください	1 川崎市子どもの権利条例に規定されている 2 独立した公的第三者機関である 3 簡易に安心して相談や救済の申立てができる人権の救済機関である 4 子どもの問題に取り組む弁護士や大学教員などによって構成されている 5 当事者の調整役となったり、子どもの代弁をする機関である 6 調査を実施したり、またその結果によっては、市の機関(行政や市立学校など)に制度改善の意見表明や是正勧告を行うことができる機関である 7 市の機関以外(私立学校や民間施設)の場合には、改善の要請を行うことができる 8 人権に関する課題について意見の公表を行うことができる 9 その他()
-----------	--

問11 川崎市の子どもの相談を受けてくれるところには、次のようなところがあります。
この中で、あなたが知っているものに○、利用したことがあるものに◎をつけてください。

○をつけてください ◎をつけてください	1 総合教育センター(24時間いじめ相談ダイヤル) 2 教育相談室(教育委員会) 3 やまびこ相談(教育人材センター) 4 児童相談所 5 児童虐待防止センター 6 ヤングテレホン相談 7 横浜地方法務局相談窓口 8 横浜弁護士会子どもの人権相談 9 かわさき いのちの電話 10 法務局子どもの人権110番 11 かわさきチャイルドライン 12 <u>知っているものはない(⇒問12へ)</u>
---------------------	---

問11-1 (問11で○だけをつけた人へ)
相談を受けてくれるところを知っているけれど利用したことはないのはなぜですか。

○をつけてください	1 電話番号がわからないから 2 何を相談するところかわからないから 3 ちゃんと相談にのってくれるか不安だから 4 相談したことを、だれかに知られたらいやだから 5 相談しても、よくなると思うから 6 とくに相談することがないから 7 その他()
-----------	---

問11-2 (問11で◎をつけた人へ)
相談を受けてくれるところを利用したきっかけは何ですか。

○をつけてください ◎をつけてください	1 信頼できる機関だと思ったから 2 学校や施設などの職員に勧められて 3 電話番号を知っていたから 4 これまでに何回か利用したことがあるから 5 他の機関に相談しても、よくならなかったから 6 つらくてどうしようもなかったから 7 子どもに関する事案を相談したかったから 8 その他()
---------------------	---

問12 あなたから見て、子ども自身は、どのような相談窓口であれば、自分から相談したいと思いますか。

おはこ支援センター	1 どんな話でも聞いて受けとめてくれるところ 2 24時間いつでも電話などで対応してくれるところ 3 ひみつか守られるところ 4 子どもと年齢の近い話し相手がいるところ 5 こまったときに、かけこめるところ、逃げ込めるところ 6 お金（電話代ほか）がかからないところ 7 子どもの気持ちや意見を代わりに話してくれるところ 8 問題の解決方法を教えてくれるところ 9 学校や施設やその職員などの間に入って、問題の解決をしてくれるところ 10 何もしてくれない場合に、解決をしてくれるよう話をしてくれるところ 11 その他（ ）
-----------	--

問13 あなたは、あなたご自身あるいはおとなが子どものことについて悩んだり困ったりしたときに、どのような相談窓口・救済機関であれば、利用したい、あるいは利用できると思いますか。

おはこ支援センター	1 どんな話でも聞いて受けとめてくれるところ 2 24時間いつでも電話などで対応してくれるところ 3 ひみつか守られるところ 4 自分と年齢の近い話し相手がいるところ 5 こまったときに、かけこめるところ、逃げ込めるところ 6 お金（電話代ほか）がかからないところ 7 自分の気持ちや意見を代わりに話してくれるところ 8 問題の解決方法を教えてくれるところ 9 学校や施設やその職員などの間に入って、問題の解決をしてくれるところ 10 何もしてくれない場合に、解決をしてくれるよう話をしてくれるところ 11 その他（ ）
-----------	--

Ⅲ 2000(平成12)年12月につくられた『川崎市子どもの権利条例』についておききします。

問14 あなたは、「川崎市子どもの権利条例」について知っていますか。

1 <u>知っている</u>	2 知らない (⇒次のページの問15へ)
----------------	----------------------

問14-1 問14で「1 知っている」と答えた人におききします。どこで知りましたか。

おはこ支援センター	1 学校や施設の先生の話 2 子どもの話 3 パンフレット、ポスター、広報誌 4 新聞 5 テレビ、ラジオのニュース 6 雑誌、本 7 友人の話 8 家族の話 9 こども文化センター、市民館、図書館などの公的施設 10 その他（ ）
-----------	---

問14-2 問14で「1 知っている」と答えた人におききます。どのようなことが印象に残りましたか。

○は こ の こ の こ の こ の こ	1 子どもの権利について	2 子どもの責任について
	3 子どもの意見表明・参加について	4 困ったときや苦しいときに相談する場所について
	5 いじめについて	6 体罰・虐待について
	7 差別について	8 とくにない
	9 その他（	）

問15 あなたは、川崎市の次のしくみについて知っていますか。

○は こ の こ の こ の こ	1 かわさき子どもの権利の日	2 川崎市子ども会議	3 川崎市子ども夢パーク
	4 学校教育推進会議	5 人権オンブズパーソン	6 川崎市子どもの権利委員会
	7 川崎市ホームページ「こどもページ」	8 1つも知らない	

問16 あなたは、川崎市子どもの権利条例で定められた子どもの権利の中で、川崎の子どもにとって大切だと思うものはどれですか。

○は こ の こ の こ の こ	1 安心して生きる権利（いのちが大切にされ、いじめられたりしないで、安心して生活できる）
	2 ありのままの自分でいる権利（他の人との違いや個性が大切にされ、秘密が守られる）
	3 自分を守り、守られる権利（心や体を傷つけられないように逃げ、助けてもらうために相談できる）
	4 自分を豊かにし、かづけられる権利（遊んだり学んだり活動したりすることができる）
	5 自分で決める権利（自分のことを自分で決めたり、決めるときにおとなに助けてもらえたりする）
	6 参加する権利（自分の意見を言ったり、社会で活動したりできる）
	7 個別の必要に応じて支援を受ける権利（国の違いや障がいなどで差別されず支えられる）

さいごに

あなたは、子どもが家や学校、住んでいる地域などで安心して自分らしく生き生きと暮らすためには、どのようなことが必要だと思いますか。自由に書いて下さい。あなたの意見を川崎市子ども権利委員会の審議の参考にしたいと思います。

ご協力いただきまして、ありがとうございました。